

児童福祉施設（保育園等）指導監査について

1 指導監査の概要

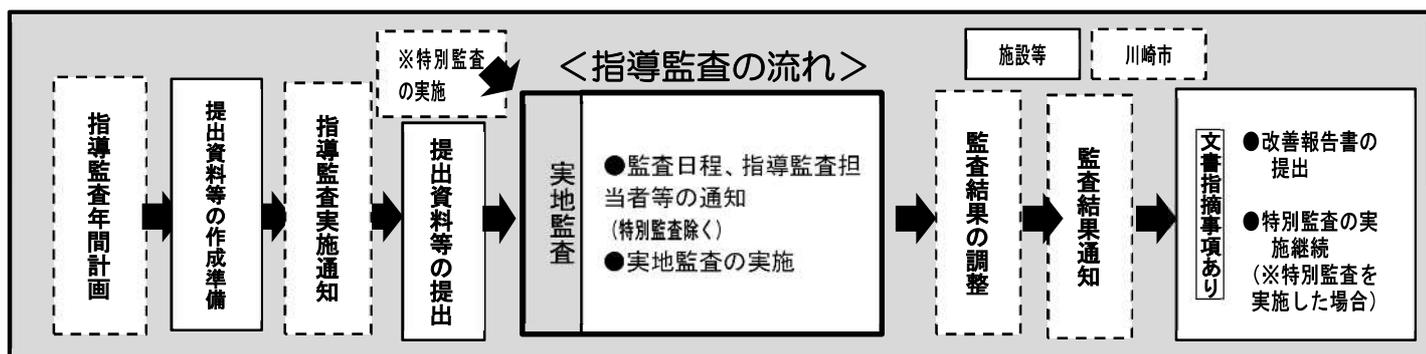
指導監査は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令及び通知等に基づき、これらの改正等を踏まえ、年度ごとに指導監査基準を策定し、この基準を基に対象となる特定教育・保育施設、特定地域型保育事業（以下、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を合わせて「施設等」という）について、原則として毎年度1回の監査を実地にて行います。

2 指導監査の流れ

指導監査の対象となる施設等については、当該年度の指導監査年間計画（毎年5月頃に策定）に基づき実地による監査を実施します。監査の実施にあたっては、指導監査の概ね1か月前に、指導監査の対象となる施設等宛て指導監査の実施について通知します。また、指導監査の対象となる施設等は、監査に関する資料等を作成のうえ本市宛て提出していただきます。

（実地監査）

実地監査の実施日程及び指導監査担当者等、実地監査に関する資料等の提出期限等について、対象となる施設等あて通知します。日程・資料等の調整を踏まえ、実地監査を実施し、後日監査結果について通知します。



※特別監査：施設等の運営に重大な問題が疑われる場合、一般指導監査によっても改善が見られない場合、正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合に、事前の通知なく監査を実施することができる。

（監査結果通知）

監査結果については、内容を監査基準との突合や類似事例等との整合性等を勘案し、次に示す評価区分及び指導形態を通知します。

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合	A	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある。又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	B	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合	C	評価区分「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

※判断基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても必要に応じて指摘となる場合あり。

3 実地監査当日の流れ

実地監査は、施設等の規模、前年度の監査結果等に応じて、おおむね1日（全日）、あるいは半日（午前または午後）の時間で実施します。標準的な実地監査の流れは次のとおりです。

標準時刻		実施項目	備考
全日監査	9:00～17:00	1. 監査の流れ等説明	※時間を調整のうえ、調理室を見学します。 ※項目の順序は監査の時間帯（午前・午後）により前後することがあります。 ※監査の進行により終了時間が変更になることがあります。
全日監査	9:00～15:00	2. 施設見学	
半日監査 午前	9:00～12:00	3. 書類確認	
半日監査 午後	14:00～17:00	4. ヒアリング	
		5. 監査講評	
		6. 監査終了	

4 監査に関する情報

監査に関する情報は川崎市ホームページ→こども・子育て→市の取り組み・事業者向け情報→こどもの計画・監査・社会福祉法人→監査・社会福祉法人→児童福祉関係の指導監査 において掲載しておりますので、適宜御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/274-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>